

車両清掃業務委託仕様書

本仕様書は作業の概要を示すものであるが、現場等の状況に応じ、軽微なものは本書に記載されていない事項であっても、委託者が美観上、衛生上又は車両管理上必要と認めた作業について受託者の負担で実施するものとする。

1. 目的

車両を良好かつ衛生的な環境に保持し、機能および美観を永年にわたり維持できるように総合的な清掃を行うことを主たる任務とし、常に計画的な清掃を行うとともに、清掃効果を十分発揮できるよう心掛けなければならない。

2. 委託場所

千葉都市モノレール株式会社車両基地（検査修繕庫内および留置線）

（作業対象車両の指定は、「車両清掃指示書」による。なお、車両運用により変更のある場合は、その都度指示する。）

3. 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託内容等

（1）委託内容は、次のとおりとする。

ア. 車両清掃（小掃除、大掃除、特別掃除）

イ. 車内消毒

ウ. 広告交換

（2）業務時間

午前9時から午後4時まで

（3）清掃作業基準

清掃作業基準及び数量は、別添の「車両清掃作業基準」及び「数量表」のとおりとする。

（4）使用材料の品質

使用材料は、すべて品質良好なものを使用するものとする。

（5）破損箇所等の発見

作業実施中、破損箇所を発見した場合または機械器具等の清掃にあたり、不完全な箇所を発見した場合は、直ちに委託者に報告する。

（6）作業実施上の注意事項

作業実施にあたり、衛生面及び火気の取扱いに留意するとともに、次の事項について十分注意する。

ア. 清掃用具の取り扱いによる衝撃または湿気等で備品等を破損しないこと。

イ. 清掃に際し使用する洗剤等は、素材に適合するものを使用し、引火性のガ

ソリン、ベンジン等の薬品は絶対使用しないこと。

- ウ. 電気の使用にあたっては、極力節約に努めるとともに、特に電灯は作業終了後、必要ない場合はただちに消灯すること。
- エ. 水道水の使用にあたっては、極力節約に努めるとともに、機械その他に飛散させないこと。
- オ. 作業に従事する者は、常に清潔な服装を着用し、胸部に名札を付け、言語、行動には十分留意し、社員等に不快感を与えることのないように留意すること。
- カ. 受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- キ. 拾得物及び不審物は直ちに委託者に届け出ること。
- ク. 各箇所から出るゴミは、指定場所に集積し、可燃・不燃・カン・ビン・ペットボトルに分類すること。また、ゴミ置き場は、たえず清潔にするとともに、悪臭の発生を未然に防ぐように努めること。
- ケ. 構内の移動の際は、段差や開口部に十分注意し、列車との接触事故を防止するため、検査修繕庫内や留置線内を歩行する際は特に注意すること。
- コ. 貸与した鍵は慎重に取り扱い、業務遂行上必要な場合以外使用しないこと。

5. 作業中の事故等の負担

建物、車両その他備品及び第三者に対し、故意または過失により損害を与えた場合は、受託者の負担とする。

6. 総括責任者及び作業責任者の選任及び責務

受託者は、委託業務を適正に履行するために、日本語を解する作業責任者を選任し、作業責任者のうち1人を総括責任者とする。

総括責任者は、作業の指導等の総合的な技能を有する実務経験6年以上の者とし、過去の経歴書を提出すること。

総括責任者は、委託者の安全教育を年1回以上受講し、その内容について習熟すること。また、総括責任者は、作業責任者を含む全作業員に対して、同内容の安全教育を行い、その内容について委託者に受講者名簿等を添付のうえ報告すること。

総括責任者は、業務実施にあたり構内の状況を十分把握し、委託者等の業務等に支障のないように指揮監督する。

総括責任者は、常に担当者（運輸部車両課）と連絡のとれる体制をとること。

総括責任者および作業責任者を交代させる場合は、委託者の承諾を得ること。

作業責任者は、作業終了後の清掃状態を確認し、車両を施錠すること。

作業責任者は、車体洗浄機のスイッチの入切を確実にを行い、全ての作業が終了した際は「切」であることを確認する。

作業責任者は、実施した清掃・消毒について別に定める記録簿に記録する。

7. 一括再委託等の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、一部の作業について委託者の承諾を得たときは、この限りではない。この場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

8. 業務活動における環境配慮事項

当社では、環境配慮の取り組みを実践しているため、受託者は業務にあたり可能な限り環境への配慮活動を実践すること。

清掃にあたっては、使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めること。

9. その他

- (1) 本業務に使用する諸材料（消耗品等を含む）及び機器は受託者の負担とし、水道光熱費及び車体外板洗浄専用洗剤、客室座席用消臭剤、運転室内ガラス清掃用クリンビューについては委託者の負担とする。
- (2) 作業に従事する者の控室及び清掃用具置き場は、委託者が指定した箇所とし、それ以外の箇所は使用しないこと。また、整理整頓を心掛けること。
- (3) 労働基準法、最低賃金法その他労働関係法令を遵守すること。

※仕様書に記載のない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。